

4月15日（金）公布



平成23年4月15日
内閣府（防災担当）
農 林 水 産 省

「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」について

平成23年3月13日に公布した平成23年東北地方太平洋沖地震の激甚災害指定政令について、その一部を改正する政令を決定いたしました。

この政令は、農林水産省において農林漁業者等に向けての融資を「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づいて実施することを受けて、激甚災害制度で貸付限度額の上乗せ及び償還期限の延長を行うものです。

詳しい内容については以下のとおりです。

I 政令の概要

本政令は、激甚災害指定基準に照らし、法第8条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）の措置を適用すべき措置に追加します。

II 適用すべき措置の概要

1. 貸付限度額の引上げ
例：個人 200万円 → 250万円
家畜・養殖・漁船 500万円 → 600万円
2. 償還期限の延長
例：3～6年 → 4～7年

[参考]

「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」による融資

- 貸付け対象者：減収量 30%以上かつ損失額 10%以上の被害を受けた農業者並びに損失額 10%以上又は施設損失額 50%以上の被害を受けた林業者及び漁業者で、市町村長の認定を受けた者
- 資金使途：種苗、肥飼料、農薬、家畜、漁具、稚魚、餌料、漁業用燃油、漁船（5トン未満）等、その他農業経営に必要な資金
- 貸付利率：0.75%